

各自治体のスクリーニング手続の流れ

	対象事業	配慮書※1	契機	専門家への 意見聴取※1	市町村への 意見聴取※1	通知までの 期間	判定なしの 方法書※2	参考条文
国	第二種事業	△	届出	×	※3	60日	○	法4条
北海道	第二種事業	△	届出	×	○	60日	○	条例4条、規則5条、6条
札幌市	第二種事業・特定地域※4	△	届出	×	—	60日	○	条例7条、規則6条、7条
青森県	第二種事業	×	届出	×	○	60日	○	条例4条、規則6条、7条
岩手県	第2種事業	×	届出	○	○	60日	○	条例5条、規則4条、5条
福島県	第2区分事業	×	届出	×	○	60日	○	条例5条、規則4条、5条
千葉県	関連事業	×	届出	×	×	30日	×	条例4条、規則5条、6条
横浜市	第2分類事業	○	届出	○	—	2月※5	○	条例15条、規則14条、15条
石川県	第二区分事業	△	届出	○	○	60日	○	条例201条の10、規則148条の12
福井県	第二種事業	△	届出	×	×	30日	○	条例5条、規則4条、5条
山梨県	第三分類事業	×	届出	×	○	60日	○	条例6条、規則6条、7条
長野県	第2種事業	△※6	届出	△	○	60日	○	条例5条、規則4条、5条
静岡県	第2種事業	×	届出	△	○	60日	○	条例8条、規則5条、6条
浜松市	第2種事業	○	届出※7	△	—	60日	○	条例15条、規則11条、12条
京都府	第二種事業	△	届出	×	○	60日	○	条例8条、規則5条、6条
神戸市	第2類事業	○	届出※7	△	—	規定なし	○	条例8条の8、8条の9
山口県	第二種事業	△	届出	×	○	60日	○	条例5条、規則4条、5条
徳島県	第二種事業	△	届出	△	○	60日	○	条例5条、規則5条
高知県	第二種事業	×	届出	△	○	60日	○	条例5条、規則5条、6条
長崎県	全て	○※8	届出	×	○	60日	○	条例14条、規則12条、13条
熊本県(案)	全て	○	届出	○	○	60日★	○	

※1 ○：義務、△：任意又は努力義務、×：規定なし

※2 ○：可能、×：規定なし

※3 都道府県への意見聴取

※4 主として山林部

※5 努力義務

※6 県、市町村等が事業者の場合は義務

※7 配慮書の後に届出等を行うことを明記

※8 一部任意

★ 届出から60日又は配慮書に対する知事意見から60日